

広島市役所本庁舎エレベーター等の広告掲載に関する契約書

広島市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、広島市役所本庁舎エレベーター等の広告掲載について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、広島市役所本庁舎エレベーター内部壁面、広島市役所本庁舎エレベーターホール壁面及び広島市役所本庁舎エレベーターホール案内板台座側面を広告掲載面として提供し、乙に広告を掲載させるものとする。

2 乙は、この契約書のほか、広島市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）、広島市広告掲載基準（以下「基準」という。）及び広島市役所本庁舎エレベーター等広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）に定めるところに従い、前項に規定する広告の掲載を行わなければならない。

（広告掲載物件の用途）

第2条 乙は、前条に規定する広告掲載面を広告掲載のみに利用し、その他の用途に使用してはならない。

（譲渡又は転貸の禁止）

第3条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡をし、貸し付け、又は承継させてはならない。また、その権利を担保に供してはならない。

（広告掲載期間）

第4条 広告掲載の契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（契約金額）

第5条 契約金額は、広告料（要領第2条第4項の広告料をいう。）及び使用料（要領第2条第5項の使用料をいう。）を合算した金〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（内訳 広告料〇〇〇〇円、使用料396,710円）

2 乙は、前項の広告料については甲が発行する納入通知書により、年4回に分けて、甲が指定する期日までに納入しなければならない。また、使用料については、甲が指定する期日までに納入しなければならない。

（甲の解除権）

第6条 甲は、必要があると認めたとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

(1) 指定期日までに納入されるべき額が納入されないとき。

(2) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により甲が損害を受けた場合には、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

（広告内容の責任）

第7条 乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反しないこと、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証する。

2 甲が乙の作成した広告を掲載したことにより、第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

（広告の作成等）

第8条 広告は、乙の責任及び負担で作成する。

2 乙は、作成した広告を、当該広告を掲載しようとする日から起算して30日前までに甲に提出

し、広告の内容等について甲の審査を受け、甲の承認を受けなければ、掲載してはならない。

3 乙は、前項に規定する審査において、甲から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告の掲載及び撤去等)

第9条 広告の掲載及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

2 前項の掲載及び撤去は、甲の指示に基づいて行う。

(広告の維持管理)

第10条 掲載中の広告は、乙が維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととし、これに要する費用は乙の負担とする。

(広告内容等の変更)

第11条 乙は、掲載中の広告の内容等を変更することができる。

2 前項の場合においては、第8条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において「掲載」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

(広告の内容等に対する修正等の指示)

第12条 甲は、掲載中の広告の内容等が、要綱、基準、要領等の規定に反するに至ったと判断したときは、乙に対して当該広告の内容等の修正等を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

3 乙は、広告の内容等の修正等をしたことにより損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(遵守事項)

第14条 甲・乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第15条 この契約に関して疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、要綱、基準及び要領の定めによるものとし、これらに記載のない事項については、甲・乙協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市

代表者 広島市長 松井 一實

乙

仕 様 書

1 広告を掲載することができる位置及び面積

別紙1～別紙3のとおり。

2 広告の規格

- ・ エレベーター内部壁面及びエレベーターホール壁面 B1縦サイズ以内
- ・ エレベーターホール案内板台座側面 B3縦サイズ以内

3 広告の数量

- ・ エレベーター内部壁面 8枠（令和6年10月～令和7年3月は7枠）
 - ・ エレベーターホール壁面 16枠
 - ・ エレベーターホール案内板台側面 32枠
- 計 56枠（令和6年10月～令和7年3月は計55枠）

4 業務内容

乙は、次の業務を行うものとする。

- (1) 広告板の使用に際しての行政財産使用許可申請の提出
- (2) 掲載する広告の募集
- (3) 広告掲載承認願に広告内容を添付し、掲載の30日前までに市へ提出
- (4) 広告の掲載・取り外し及び維持管理
- (5) 掲載に係る年間スケジュール管理
- (6) 掲載に係るトラブル対応

5 遵守事項

広島市広告掲載要綱、広島市広告掲載基準、広島市役所本庁舎エレベーター等広告掲載取扱要領、行政財産使用許可書及び仕様書を了承の上、履行すること。

6 掲載に適しない広告

広島市広告掲載要綱及び広島市広告掲載基準のとおり。

7 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議して定めるものとする。